

毎週火、金曜日発行(但休日(日)に当ると  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

# 鳥取県公報

◇告示 土地の公用廃止

土地改良区の役員の退任等の届出  
医療機関の指定  
結核病等の検査及び駆除の実施  
気腫痘予防注射の実施  
米飯提供業者の登録  
肥料の検査結果  
肥料の登録の失効  
◇公安告示 聴聞会の開催

## 告示

鳥取県告示第五十九号

次の土地は、昭和三十八年二月二十二日から公用を廃

止した。

昭和三十八年二月二十二日

鳥取県知事 石

破 二、朗

場

所 地 目 面 積

鳥取市伏野字砂浜二二五九番地 (雑種地) 一五、三九  
の中 (海浜地) 五坪三三

鳥取県告示第六十号

次の土地は、昭和三十八年二月二十二日から公用を廃  
止した。

昭和三十八年二月二十二日

鳥取県知事 石

破 二、朗

場

所 地 目 面 積

鳥取市田島字大森前一九〇ノ一 水路敷 四二坪  
地先

鳥取県告示第六十一号

次の土地は、昭和三十八年二月二十二日から公用を廃  
止した。

昭和三十八年二月二十二日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
場 所 地 目 面 積  
鳥取市吉成字外河原八参参ノ四 道路敷 二四坪六九  
水路敷 一六坪八八

鳥取県告示第六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、次の土地改良区からそれぞれ役員が退任及び就任並びに住所変更した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十八年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

上原土地改良区

変更した役員の名及び住所

変更前 理事 藤岡 英雄 鳥取市上原二五四番二地

変更後 〃 〃 〃 〃 二五四番地二

大口堰土地改良区

退任した役員の名及び住所

監事 堀 宗淑 鳥取市中大路

昭和三十七年十月二十四日死亡により退任

鳥取市下砂見神坂土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 有田 茂 鳥取市下砂見

〃 北山 寿美 〃

〃 北山 虎男 〃

〃 北山 春美 〃

〃 北山 徳長 〃

〃 北山 市蔵 〃

〃 坂本 一雄 〃

〃 坂本 正義 〃

〃 栗本 公次 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

昭和三十八年二月十六日第三回通常総会において総選挙の結果当選し同日就任 任期二年  
稲光井手土地改良区

〃	坂本 正義	〃	〃	二二二番地
〃	北山 亀蔵	〃	〃	二二四番第一番地
〃	有田 敏延	〃	〃	一一一番地
〃	猪口 元蔵	〃	〃	二六三番地
〃	北山 市蔵	〃	〃	五八番地
〃	山根 輝夫	〃	〃	二二三番地
〃	有田 茂	〃	〃	一三三番地
〃	栗本 公次	〃	〃	一三三番地
〃	北山 徳長	〃	〃	二一九番地

退任した役員の名及び住所

理事 山内 勝次 西伯郡大山町妻木

〃 金川 俊道 〃 〃 稲光

〃 金川 貞夫 〃 〃 〃

〃 富田啓次郎 〃 〃 〃 上方

〃 福見 正義 〃 〃 〃 〃

就任した役員の名及び住所

理事 金川 俊道 西伯郡大山町稲光一五五

〃 小原善三郎 〃 〃 〃 唐王七〇七

〃 富田啓次郎 〃 〃 〃 上方四二六

〃 山内 勝次 〃 〃 〃 妻木六八二

〃 金川 貞夫 〃 〃 〃 稲光二三

〃 片山 頼夫 〃 〃 〃 清原一四九

〃 金田 稔 〃 〃 〃 中高一三

〃 福見 正義 〃 〃 〃 〃 上方五

〃 尾崎 清 〃 〃 〃 野田

〃 小原善三郎 〃 〃 〃 唐王

〃 河本 林 〃 〃 〃 清原

〃 金田 稔 〃 〃 〃 中高

〃 大塚 英雄 〃 〃 〃 神原

〃 岡田 伸樹 〃 〃 〃 中高

〃 綾木 喬薫 〃 〃 〃 莊田

〃 池田 広義 〃 〃 〃 平

尾崎 清 // 野田二五五  
 大塚 英雄 // 神原一七二  
 牧 蒼雄 // 平三〇〇  
 綾木 喬薫 // 莊田六七〇  
 岡田 伸樹 // 中高三六一

昭和三十六年五月十六日通常総代会において選挙の結果  
 果当選し同日就任 任期四年

米川土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 中島 勘治 米子市博労町  
 加藤 晴光 // 道笑町  
 辻野 麻治 // 観音寺  
 大東 利英 // 車尾  
 吉井 泰治 // 大谷町  
 二岡 慶三 // 安倍  
 永井 友美 // 両三柳  
 坂根 嘉重 //  
 松田 宜之 // 上福原

安田 百隆 // 皆生  
 井上 光恵 // 東福原  
 森田 常蔵 // 彦名町  
 湯沢 純平 //  
 木村 活寿 // 大崎  
 木村 賢 //  
 渡辺 勇 境港市森岡町  
 松本 恒夫 // 渡町  
 足立 重利 // 外江町  
 浜田増太郎 //  
 池淵 巖 // 花町  
 足立 只雄 // 上道町  
 竹下 虎義 // 竹内町  
 佐々木宮松 // 中野町  
 足立復四郎 // 佐斐神町  
 永井 為栄 // 小篠津町  
 杵島松太郎 米子市大篠津町  
 大西 節夫 // 和田町

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 中島 勘治 米子市博労町一六三  
 加藤 晴光 // 道笑町三ノ九三  
 辻野 麻治 // 観音寺五二四  
 大東 利英 // 車尾一四二三  
 竹内 一夫 // 目久美町二九五  
 二岡 慶三 // 安倍八四一  
 坂根 嘉重 // 両三柳三四五八  
 永井 友美 // 二二〇八  
 松田 宜之 // 上福原五七一  
 安田 百隆 // 皆生四七

井上 光恵 // 東福原七八九  
 清水 正朝 // 米原七一三  
 湯沢 純平 // 彦名町七〇三  
 木村 活寿 // 五〇五二  
 木村 賢 // 大崎七八〇  
 松本 恒夫 境港市渡町一一九五ノ一  
 渡辺 勇 // 森岡町五五一  
 浜田増太郎 // 外江町三六二〇  
 足田 重利 // 七六六  
 池淵 巖 // 花町一四五  
 足立 只雄 // 上道町三一四  
 竹下 虎義 // 竹内町六六八  
 佐々木宮松 // 中野町四一五  
 足立復四郎 // 佐斐神町一二六〇  
 永井 為栄 // 小篠津町一七六  
 杵島松太郎 米子市大篠津町一一四五  
 大西 節夫 // 和田町九〇三  
 勇 慶正 // 富益町二一四六



鳥取県告示第六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和三十八年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日名 称所 在 地 診療科名 開設者名  
昭和三十八年一月一日 土井医院 東伯郡東郷町松内科、循環器科、小児科 土井 学  
崎六七六ノ四

鳥取県告示第六十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病、ブルセラ病検査並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病、ブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している

雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している

牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの、分べん前三ヶ月以内のもの及び分べん後三ヶ月以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

別表

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応・国際法  
肝てつ検査……皮内注射反応・虫卵検査  
駆除……ピチノール製剤投与

一 実施期日	二 次	三 次	四 実施区域	五 実施場所
二月二十五日	二月二十八日	三月一日	中山町(上中山)	羽田井、樋口検査場
二月二十六日	三月一日	三月一日	中山町(下中山)	赤坂
三月八日	三月十一日	三月十一日	中山町(逢坂)	中尾、逢坂農協裏
三月十二日	三月十五日	三月十五日	名和町(光徳)	光徳、上坪
三月十三日	三月十六日	三月十六日	大山町(所子、高麗)	保健衛生所、高麗、長田検査場
三月十九日	三月二十二日	三月二十二日	淀江町(淀江、大和)	淀江、大和管理所
三月二十日	三月二十三日	三月二十三日	名和町(名和)	名和、御来屋、旧奈和検査場
三月二十二日	三月二十五日	三月二十五日	名和和町(庄内)	庄内管理所
二月二十五日	二月二十八日	二月二十八日	米子市崎津、彦名	同上検査所
二月二十六日	二月二十八日	二月二十八日	西伯郡日吉津村	
二月二十六日	三月一日	三月一日	境港市中浜	
二月二十六日	三月一日	三月一日	上道、余子	
二月二十六日	三月一日	三月一日	渡、外江	





第二四四号	火山灰土用まる協業完全複合肥料	一〇・〇	七・〇	六・〇	倉吉市国分寺三〇二 社、農業協同組合 組合長理事 中政雄
第二四五号	土用まる協業完全複合肥料	八・〇	五・〇	六・〇	東伯郡羽合町長瀬一、一五九 組合長理事 水利二
第二四六号	雑蚕用まる協業完全複合肥料	七・四	五・五	七・二	東伯郡大栄町大字由良宿一、一四六の一 組合長理事 齊人
第三一四号	六・一なたね油かす粉末	六・一	二・〇	一・〇	鳥取市新鑛師町六八 有限会社因幡製油 取締役社長 入川 彦
第三一七号	五・三なたね油かす	五・三	二・〇	一・〇	米子市彦名二、三七二 川 端 広 義

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第三号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百四条第一項の規定により次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十八年二月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安成 文

#### 一 鳥取地区

##### 1 聴聞の期日及び場所

昭和三十八年三月七日 午後一時三十分から

鳥取市吉方 鳥取警察署

#### 2 聴聞当事者の住所及び氏名

##### (1) 八頭郡船岡町大字福井一二四

自動車運転者 垣 田 徳佐衛門

##### (2) 気高郡鹿野町大字閉野四二

自動車運転者 浅 木 弘

##### (3) 鳥取市吉方町一丁目一一一

自動車運転者 山 下 武士

##### (4) 気高郡気高町大字勝見一〇六

自動車運転者 山 下 忠 次

##### (5) 八頭郡智頭町大字早瀬三二〇

自動車運転者 長 石 義 晴

#### 二 米子地区

##### 1 聴聞の期日及び場所

昭和三十八年三月十四日 午後零時三十分から

米子市万能町 米子警察署

##### 2 聴聞当事者の住所氏名

##### (1) 米子市大袋三三三

自動車運転者 小 林 匡 諄

##### (2) 米子市祇園町二〇二

自動車運転者 岩 木 章

##### (3) 米子市万能町四三

自動車運転者 寺 田 三 郎

##### (4) 西伯郡西伯町谷川一二〇七

自動車運転者 佐 伯 豊

##### (5) 米子市古豊千六〇四

自動車運転者 安 田 健 次

##### (6) 日野郡日野町舟場二五一

##### (8) 米子市花園町四〇

自動車運転者 野 津 元 春

##### (7) 西伯郡伯仙町大字日下三〇五

自動車運転者 船 岡 徳 正

自動車運転者 佐々木 一 義